

富山県医師会長 殿

富山県厚生部健康課長
(公印省略)

「富山県肝炎治療特別促進事業実施要領」の一部改正について

日頃より、本県の肝炎対策の推進に、多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成 29 年 5 月 30 日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知『「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について』に基づき、別添のとおり標記要領を改正しましたので通知いたします。

つきましては、貴会会員への周知と、適切な運用について格別のご高配をお願いいたします。

記

1 主な改正内容

(1) ウイルス性肝炎医療費助成事業

- ・肝炎治療受給者証返還届（様式第 12 号）を新設

(2) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

1) 定期検査費用助成の自己負担限度額

- ・課税世帯（世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満）に属する者の自己負担限度額の軽減。
- ・自己負担限度額階層区分の認定については、申請者及びその配偶者との相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することができる。

2) 職域検査促進事業を新設

- ・職域での健康診断を実施する保険者や健診機関等の協力を得て、肝炎にかかる啓発や肝炎ウイルス検査への勧奨を行う。

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日から適用とする。

3 添付書類

- 1) 富山県肝炎治療特別促進事業実施要領 新旧対照表
- 2) 富山県肝炎治療特別促進事業実施要領（改正後全文）
- 3) 国通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について

事務担当	がん対策推進班 大場
TEL	: 076-444-3224
FAX	: 076-444-3496